わたしたちの人権 73

だれもが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です

子どもの人権を守る

～児童虐待の防止～

子どもの人権については、１９４７（昭和22）年に「児童福祉法」、そして１９５１（昭和26）年に「児童憲章」が制定され、１９８９（平成元）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」において、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」と位置づけされており、社会の担い手となる子どもたちが心身ともに健やかに育つことが望まれています。

しかし、近年の少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、児童虐待、いじめ、体罰などの人権侵害、不登校や引きこもりなどの子どもをめぐる問題が深刻化しています。

子どもを守るために

子どもへの人権侵害では、児童虐待が最近ニュースで報じられることが多くなりました。児童虐待には、殴る・蹴るなどの暴行を加える身体的虐待、わいせつな行為をする・させる性的虐待、脅したり無視するなどの心理的虐待のほか、「食事を与えない」「病気になっても病院に連れて行かない」「家や車内に放置する」といったネグレクト（育児・監護の放棄）などがあり、重大な子どもの人権侵害となるばかりか、時には生命を脅かしたり、心身に大きな傷跡を残します。

「子どものため」と思って行うことであっても、子どもの安全が守られていない状態であれば、それは虐待と言えます。

こうした子どもに対する人権侵害を無くすためにも、家庭や学校、地域全体で、子ども一人一人の視点に立ち、家庭や子育てへの関心を高めていくことが大切です。ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。

また、子どもの人格形成に重大な影響を与える乳幼児期に「相手の立場で物事を考える」という家庭での人権教育が何より求められます。

迷っている親に暖かいまなざしを

一方で心配されるのは、「虐待」という言葉を使うことにより、一生懸命に育児してきた日頃の努力を、すべて否定されたと保護者が感じてしまうかもしれないことです。迷っていること、困っていることについて「ひとつひとつを一緒に解決していきましょう」という気持ちで、周囲の人たちは接することが大切です。

ケースによっては、「あなたがしていることは子どもへの虐待なのだ」と伝えることが、気づきにつながることがあります。そして、子どもへの行為が沈静化することもあります。

1人で悩まず、相談を

保護者の方は子育てに不安を抱えた時は、児童相談所などで専門的に相談に乗ってもらうこと、子ども虐待防止の電話相談に電話して話を聞いてもらうことなど、抱え込まずに誰かに相談するようにしましょう。

地域の方も、気になることがあったり虐待の兆候に気づいたりしたときは、抱え込まずに相談してください。大事なのは、子どもを守ることです。

オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴としてオレンジリボンを広める運動です。

2004（平成16）年９月、栃木県小山市で２人の幼い兄弟が、父の知人に暴力を受けたうえ、橋の上から落とされ亡くなるという痛ましい事件が起きました。

この事件をきっかけとして小山市の「カンガルーOYAMA」が、子どもの虐待防止を目指して2005（平成17）年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。

オレンジリボンには、児童虐待の現状を広く知ってもらい、虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、との願いが込められています。

公式サイトhttp://www.orangeribbon.jp/index.php

【県内の相談窓口】

相談内容	相談窓口	相談時間	電話番号
子育てや虐待、不登校などに関する相談	県中央児童相談所（福祉総合相談所内）	原則として 平日８:30～17:30	096-381-4451
	こども110番（福祉総合相談所内）	平日９:00～19:00 土日９:00～16:00	096-382-1110
	家庭児童相談室（上益城福祉事務所内）	平日９:00～16:00	096-282-2111
	子どもの人権110番	平日８:30～17:15	0120-007-0110
家庭教育の悩みや不安に対する相談	すこやかダイヤル（県立教育センター内）	平日９:00～17:00	0968-44-7445
子どもの問題行動や被害少年からの相談	肥後っ子テレフォン（熊本県警少年課）	平日８:30～17:15	0120-02-4976 higokko@police.pref.kumamoto.jp

＊これらの窓口は、子ども自身、保護者、地域の方、どなたでも相談できます。

季節のうた

▼通潤句会

水仙の丈の高さも土佐清水　菊池成河
春めくと声交しゆく橋の上　中村暢子

▼清和短歌会

北向きの雪がとけるを待つごとく温雨の朝友が逝きたり　米田定
風船の縁でつなぐ児らの手紙長生きしてねをはみかみて読む　渡邊民生
ものづくり巧みな友は紫の手さげを我に残して逝きぬ　山本フサ

▼馬見原酔山会

蝋梅の香りと思ひ来たれども春の日を背に念入りに桶洗う　高田眞司
古稀にしてうきうき飾る雛（ひいな）かな　岩永周子
　　工藤美智子

▼やまなみの会

通院の日をかさねつゝ日脚伸ぶ　赤星たづえ
鞍（あかぎれ）の母似の指をいとほしむ　岩村ヨシ子
福引の当りしためしなかりけり　草樹萌
冬至日の黄色の柚子は暖かく湯気に包まれ湯場を彩る　田代エミ
遊船の乾隆丸の客となり二泊三日の三峡下り　荒木由紀子
台所はわたしの戦場と思い立ち掃除に力使い果たしつ　山下弘子

4月の当番医

4月3日	野田医院	（電話72-0307）
4月10日	矢部広域病院	（電話72-1121）
4月17日	瀬戸病院	（電話75-0111）
4月24日	蘇陽病院	（電話83-1122）

山都町の人口

〔平成23年２月28日現在〕

男	８，７３２人（－14）
女	９，３４０人（－26）
計	１８，０７２人（－40）
世帯	６，７６０戸（－３）

※（　）は前月比
※最高齢は105歳〔女性１人〕
※１月１日～２月28日の出生届数 18人（うち２月は８人）
※１月１日～２月28日の死亡届数 56人（うち２月は29人）

地方自治法施行60周年記念貨幣（熊本県分）が発行されます！

３月12日に九州新幹線が全線開業しました。それに合わせて、熊本県の図柄で記念貨幣が発行されます。

◎千円プレミアム型銀貨幣：雄大な「阿蘇」をデザイン
（造幣局より通信販売）
申込予定時期　平成23年３月頃
商品発送予定時期　平成23年５月頃

◎５百円貨幣：勇壮な「熊本城」をデザイン
（金融機関の窓口で引換）
引換予定時期　平成23年７月頃

参考ホームページ
「財務省」http://www.mof.go.jp/jouhou/sonota/kokko/joukyou.htm
「造幣局」http://www.mint.go.jp/prefecture/index.html

■問い合わせ先／熊本県新幹線元年戦略推進室　TEL 096-333-2134

■書道

和光教室書道部の八田豊久さん（入佐）作

編集後記

その映像はあまりにも衝撃的でした。

３月11日に起きた東日本大震災。次々とテレビに映し出される、津波が町や車や人を飲み込む映像は、心が締め付けられ、直視できませんでした。

地震によって亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々が一日も早く救出されることをお祈りいたします。

山都町でも、被災した地域へ多くの皆様の応援、支援の気持ちが伝わるよう、義援金箱を町内各所に設置しています。ご協力をお願いします。（F）